

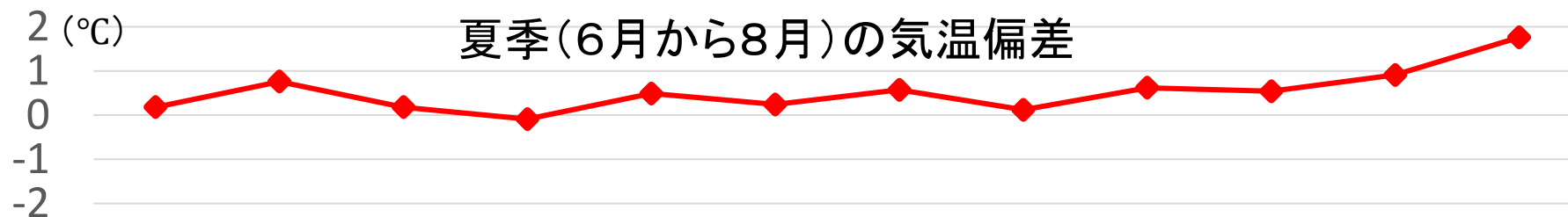
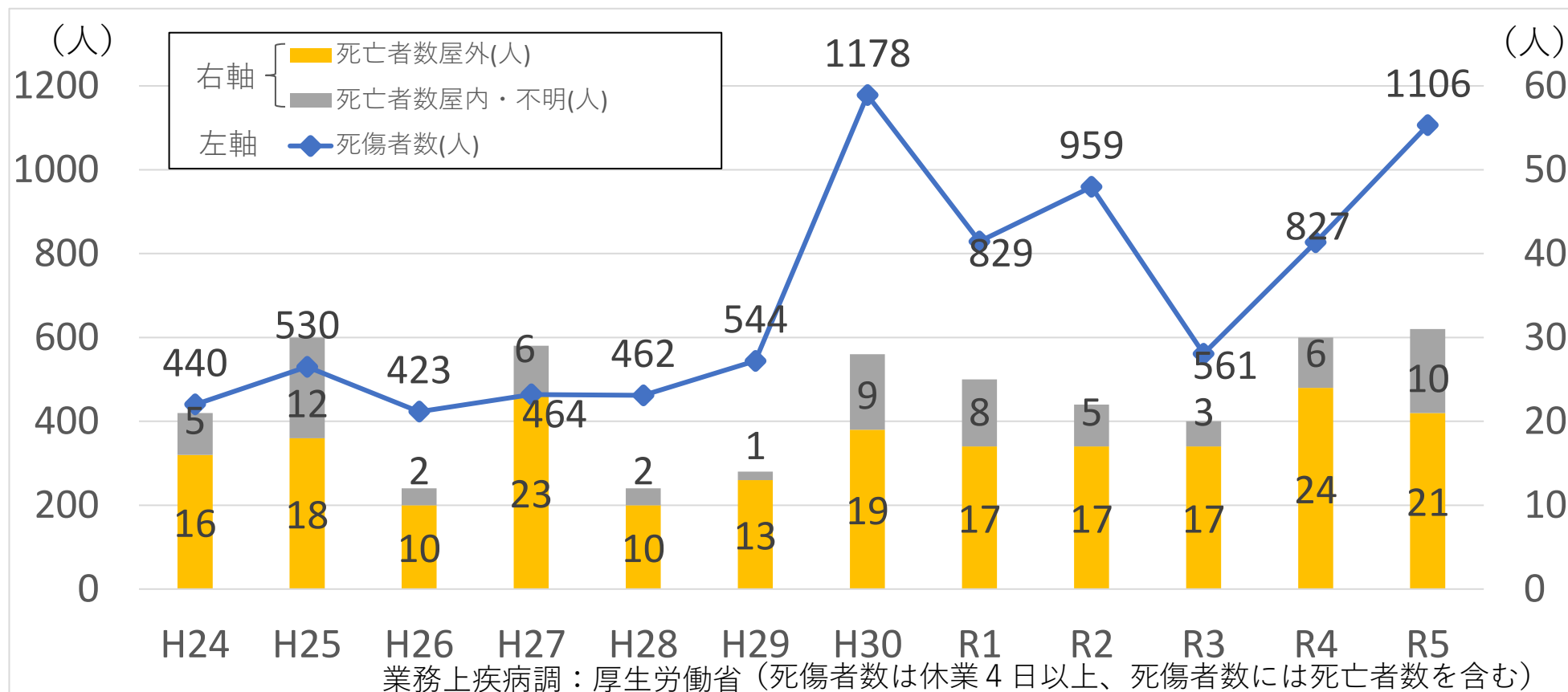
職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

高松 達朗

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

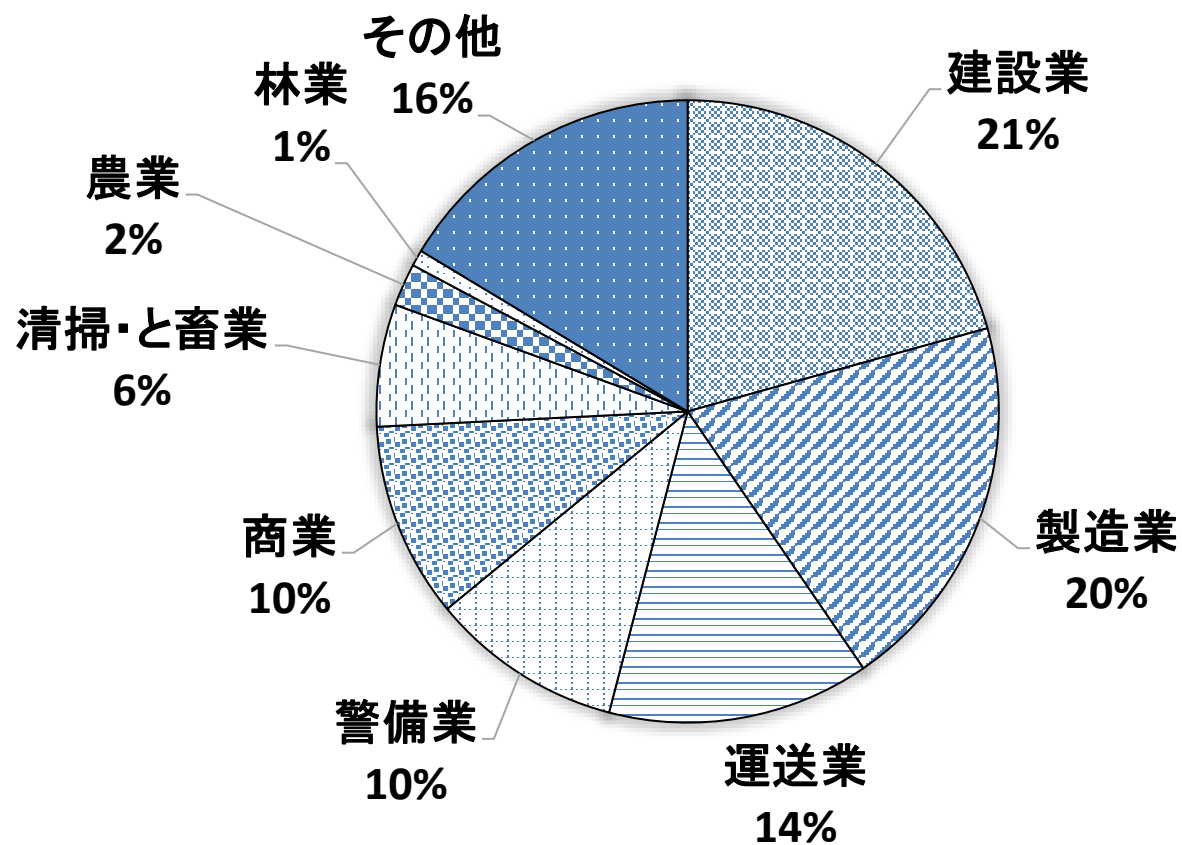
夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）



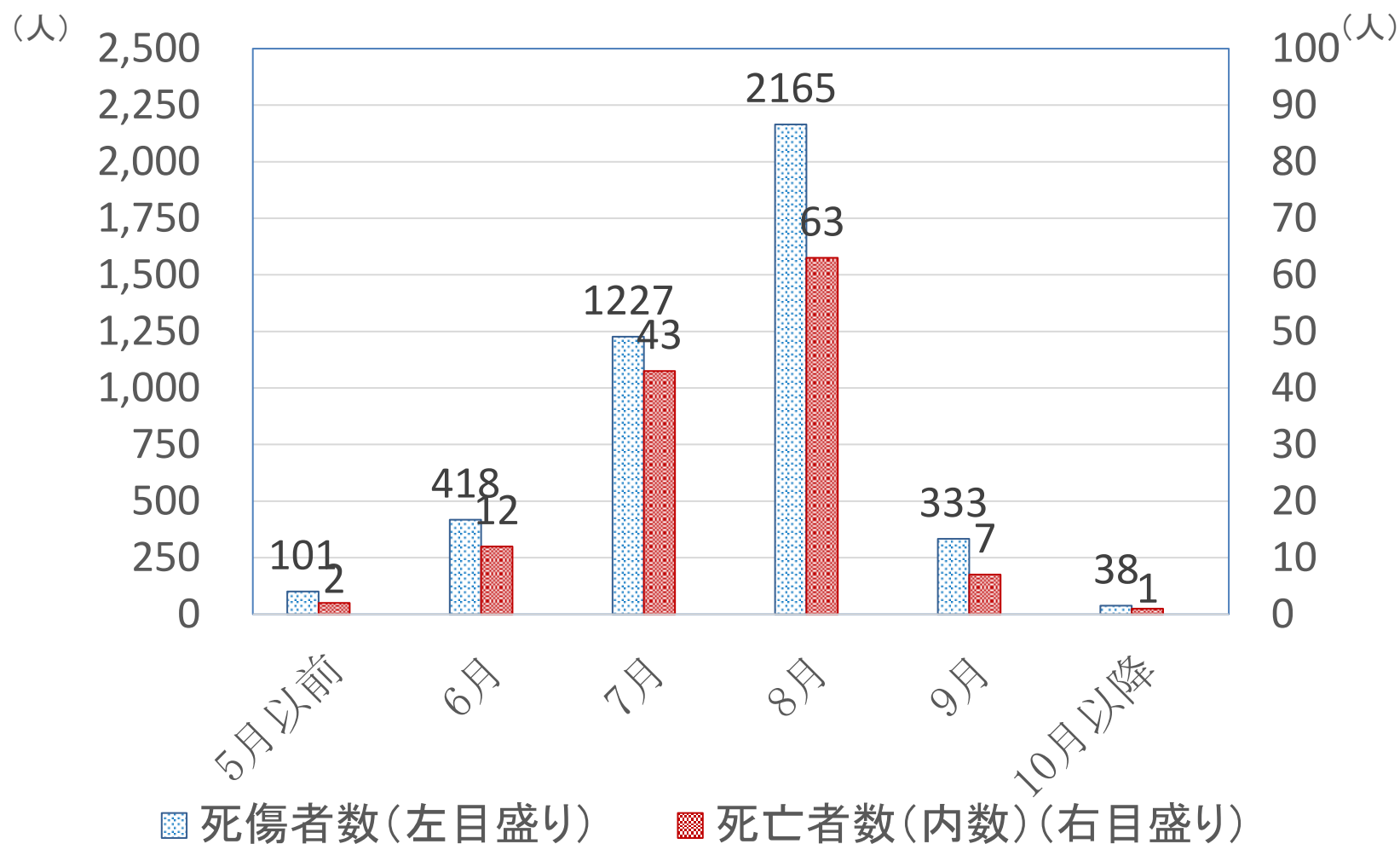
平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による死傷者数の業種別割合（2019年～2023年計）

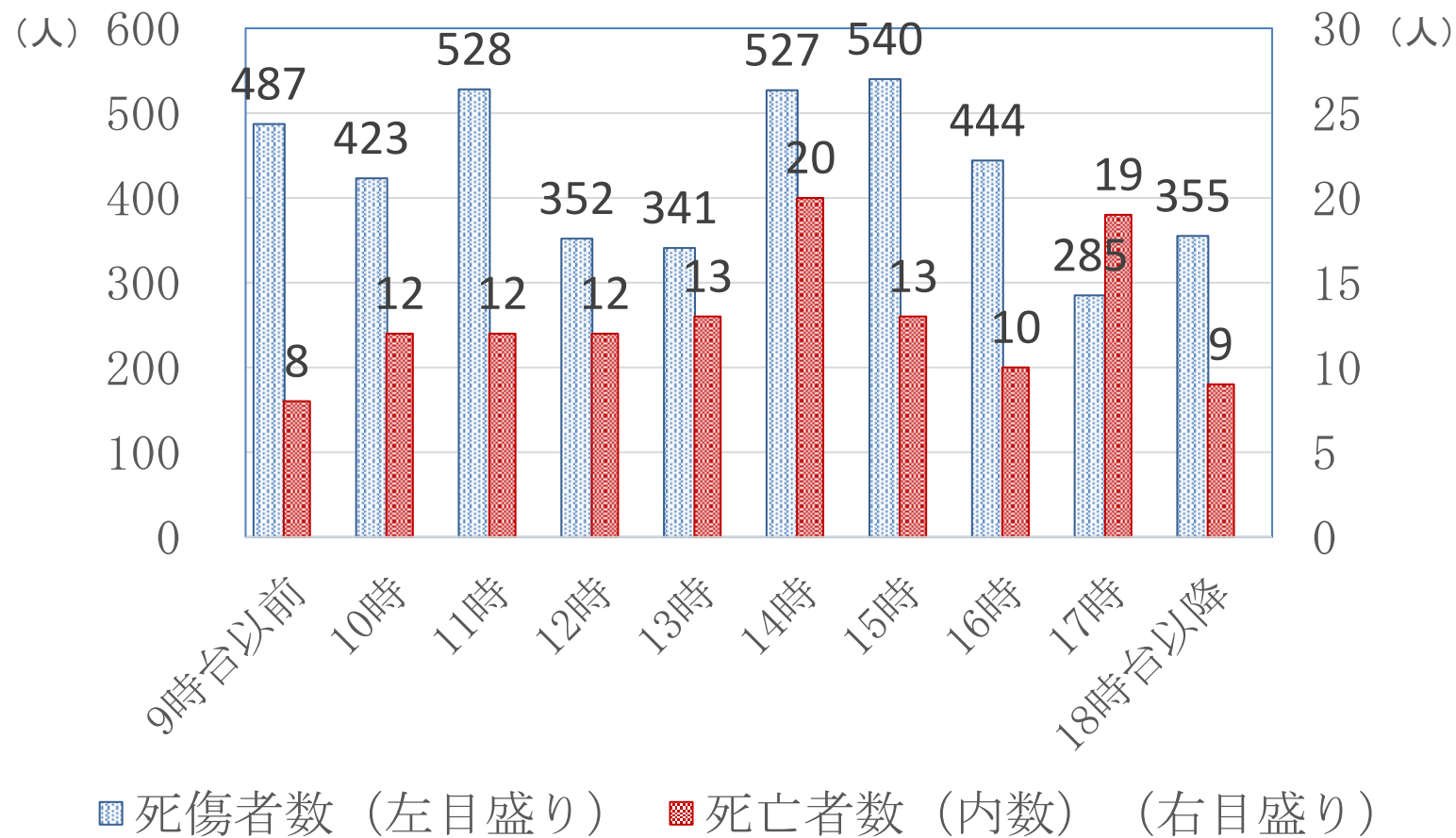
業種別死傷者数の割合（2019年～2023年計）



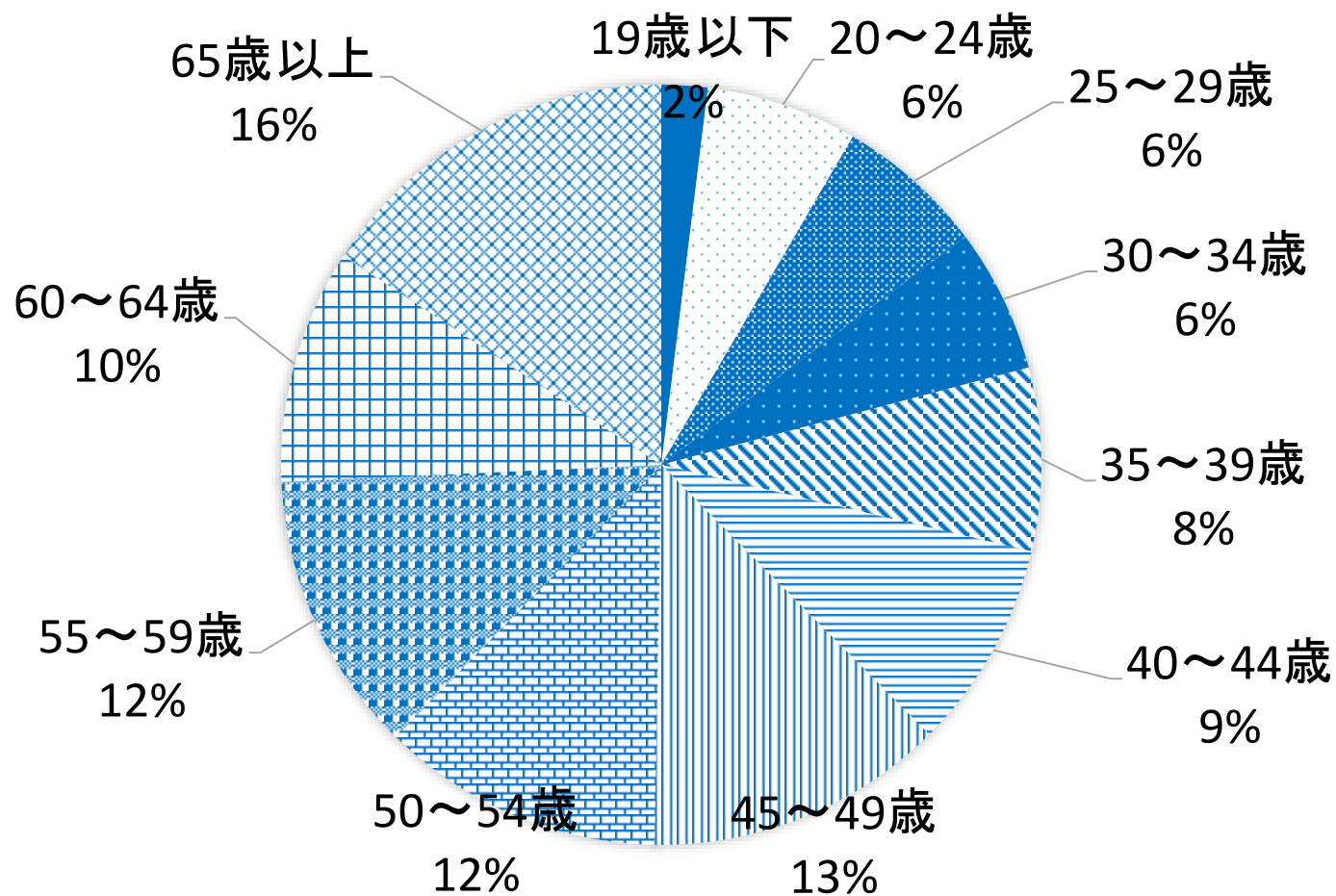
熱中症による月別死傷者数（2019～2023年計）



時間帯と熱中症による労働災害の関係（2019～2023年計）



熱中症による年齢別死傷者数の割合（2019～2023年計）



職場における熱中症予防基本対策要綱

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは 暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて**身体作業強度**と**WBGT基準値**を比べる
着衣補正值も確認（表1-2）

基準値を超える場合には

- ・ 冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・ 身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること（表1-1参照）
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う

「第2 熱中症予防対策」の徹底を図り、熱中症の発症リスクの低減を図ること。ただし、WBGT基準値を超えない場合であっても、WBGT基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は着衣補正值を考慮したWBGT基準値を算出することができないときは、WBGT基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、「第2 熱中症予防対策」の徹底を図らなければならない場合があることに留意すること。
上記のほか、熱中症の発症リスクがあるときは、必要に応じて「第2 熱中症予防対策」を実施することが望ましいこと。

職場における熱中症予防基本対策要綱

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検等) ・腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作) ・立位でドリル作業(小さい部品) 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転等) ・腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り) ・軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業・重量物の運搬 ・ショベル作業、ハンマー作業、のこぎり作業 ・硬い木へのかなん掛け又はのみ作業 ・草刈り、掘る ・重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・おの(斧)を振るう ・激しくシャベルを使ったり掘ったりする ・階段を昇る ・平たんな場所で走る 	25	20

表1-2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值(℃-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT基準値に加えるべき着衣補正值(℃-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	SMSはポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透過性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透過つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フード付き単層の不透過つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透過性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、並びにその共重合体などの総称である。

職場における熱中症予防基本対策要綱

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

次に掲げる措置を講ずること等により
当該作業場所のWBGT値の低減に努めること。

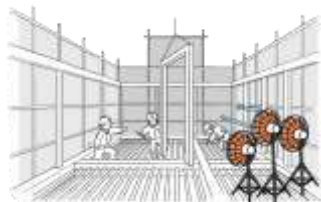
WBGT基準値を超え、又は超える
おそれのある作業場所（以下単に
「高温多湿作業場所」という）にお
いては、発熱体と労働者の間に熱を
遮ることのできる遮へい物等を設け
ること。



屋外の高温多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面
からの照り返しを遮ることができる
簡易な屋根等を設けること。



高温多湿作業場所に適度な通風又は
冷房を行うための設備を設けること。
また、屋内の高温多湿作業場所にお
ける当該設備は除湿機能があること
が望ましいこと。
なお、通風が悪い高温多湿作業場所
での散水については、散水後の湿度
の上昇に注意すること。



(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、
次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

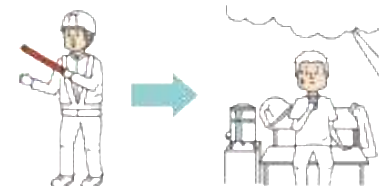
高温多湿作業場所の近隣に冷房を備
えた休憩場所又は日陰等の涼しい休
憩場所を設けること。また、当該休
憩場所は、足を伸ばして横になれる
広さを確保すること。



高温多湿作業場所又はその近隣に氷、
冷たいおしぼり、水風呂、シャワー
等の身体を適度に冷やすことのでき
る物品及び設備を設けること。



水分及び塩分の補給を定期的かつ容
易に行えるよう高温多湿作業場所に
飲料水などの備付け等を行うこと。

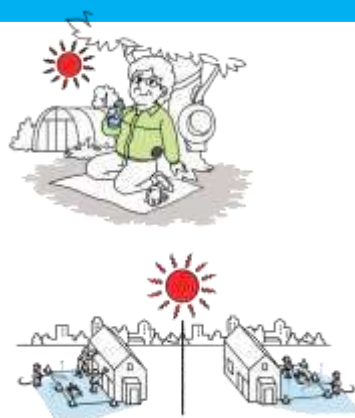


職場における熱中症予防基本対策要綱

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。



(2) 暑熱順化

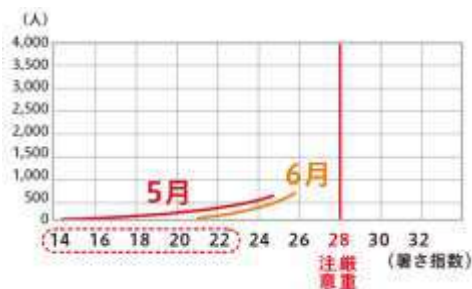
高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

特に、梅雨から夏季になる時期において気温等が急に上昇した高温多湿作業場所での作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

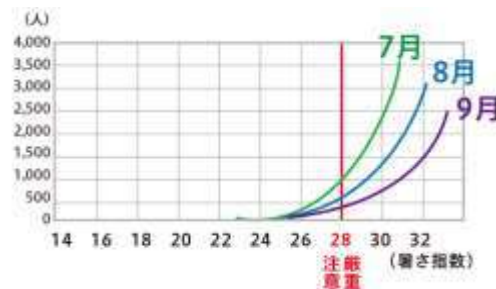
熱中症の救急搬送者数

全国6都市※における熱中症による救急搬送者数（平成30年～令和3年）

※東京都・大阪市・名古屋市・新潟市・広島市・福岡市



気温が高くない時期から救急搬送者は出現



暑さに慣れてくると減少傾向（暑熱順化が重要）

暑熱順化トレーニング

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする。
数日から2週間ほど続けて完了する。

歩く
走る

自転車

適度な
運動

入浴
サウナ

帰宅時に
一駅分歩くのもOK



職場における熱中症予防基本対策要綱

2 作業管理

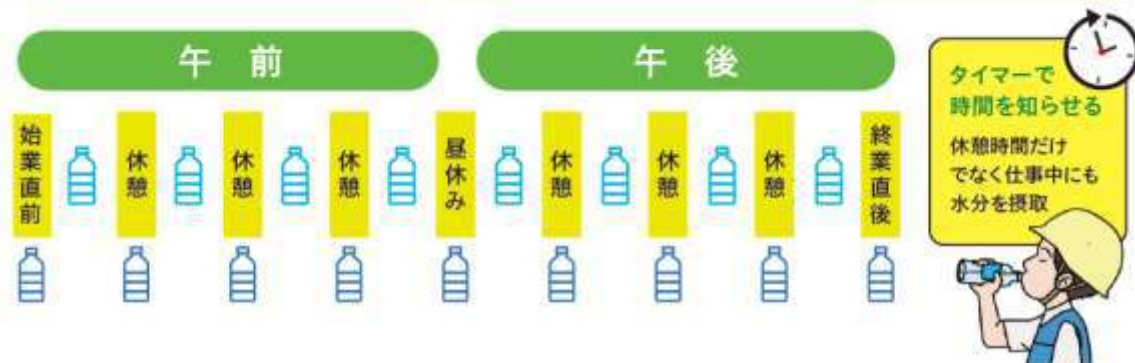
(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、[水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取](#)を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、[定期的な水分及び塩分の摂取の徹底](#)を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。

水分補給のタイミング

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



水分補給の注意点



塩分を同時に補給する

大量に発汗

▶ 体内の塩分も消失

○ 水分と塩分を補給

× 水分のみ補給

体内の
塩分割合の低下

水分を摂らず
塩あめだけ舐めても
効果はありません!

▶ 熱中症発症

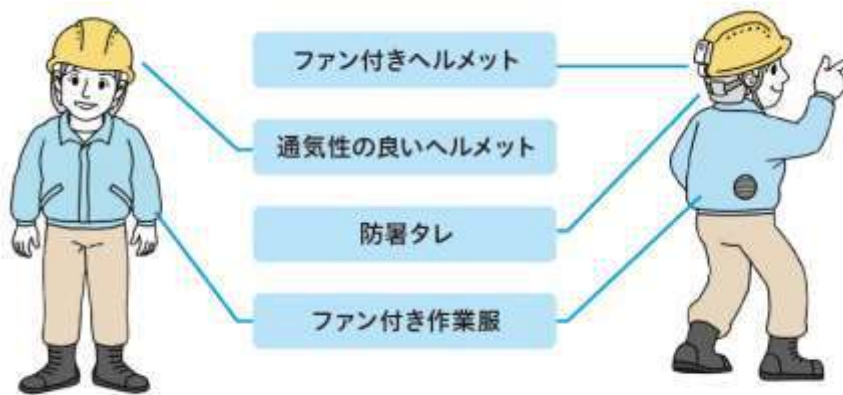
職場における熱中症予防基本対策要綱

2 作業管理

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

・服装例

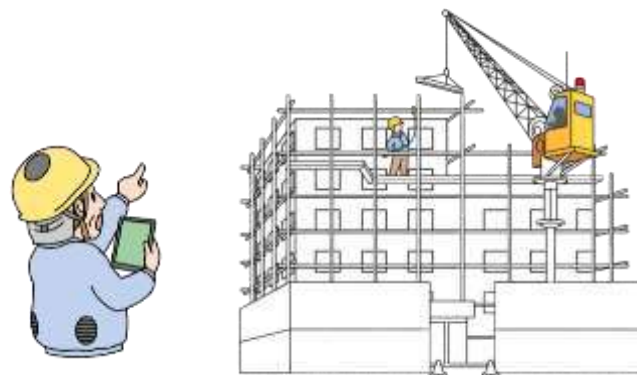


・通気性の悪い服例



(5) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。



職場における熱中症予防基本対策要綱

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条及び第45条の規定に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関連した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の4及び第66条の5の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。



(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第69条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導すること。



職場における熱中症予防基本対策要綱

3 健康管理

(3) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して労働者の健康状態を確認すること。

また、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意させること。



(4) 身体状況の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体状況を確認できるようにすることが望ましいこと。



仕事前のチェック(管理者▶作業者)

✓ よく眠れたか

⚠ 寝不足だと体温調整機能が低下

✓ 体調は良いか

⚠ 持病のある人には「服薬確認」も

✓ 二日酔いをしていないか

⚠ 二日酔いの場合は、すでに脱水状態

✓ 熱中症警戒アラートの確認

当日の朝アラートが発表された場合
状況次第で作業の段取りを見直す。

85:00



◀ 事業主・管理者の方へ

ファン付き作業服の
充電を忘れずに



✓ 食事をしたか

⚠ 食事で水分・塩分・糖質などを摂取

「1日3食」しっかり食べれば、必要な塩分は摂取できる。



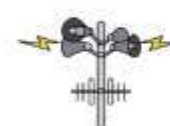
日本人の食塩摂取量の平均値:10.1g/日(摂取目標の平均値:8gなので塩分摂取過多)
令和元年(2019)「国民健康・栄養調査」より。

熱中症アラート(期間:4月下旬~10月下旬)は
前日夕方(17時頃)、または当日早朝(5時頃)に

都道府県ごとに発表
テレビ・ラジオ・防災無線・SNSを通じて発信。



テレビ・ラジオ



防災無線



SNS

職場における熱中症予防基本対策要綱

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

意識はハッキリしているが…

めまい・立ちくらみ・生あくび

熱失神

大量の発汗

筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)

熱けいれん



軽症
(重症度Ⅰ)

通常は現場で対応可能

※一人にせず見守る

- ▶ 冷所で安静
- ▶ 身体を冷やす
- ▶ 水分と塩分の補給

イライラ・フラフラ・ボーッとしている

頭が痛い

吐き気がする・吐く

熱疲労

身体がだるい・やる気が出ない



軽症・中等症
(重症度Ⅱ)

処置を誤ると重症化

医療機関への
搬送が必要

意識がない

けいれん発作

熱射病

身体が熱い



重症
(重症度Ⅲ・Ⅳ)

命に関わる状態

救急車要請
速やかに冷却処置

(2) 熱中症の予防方法

1 から 4 までの熱中症予防対策が含まれる

(※ 1 作業環境管理 2 作業管理 3 健康管理 4 労働衛生教育)

以下コンテンツ等を用いて、
現場管理者や労働者に対して熱中症にかかる
必要な教育を行うこと



動画で学ぶ



自分のできる熱中症予防



オンライン講習



マニュアルダウンロード

職場における熱中症予防基本対策要綱

5 救急処置について

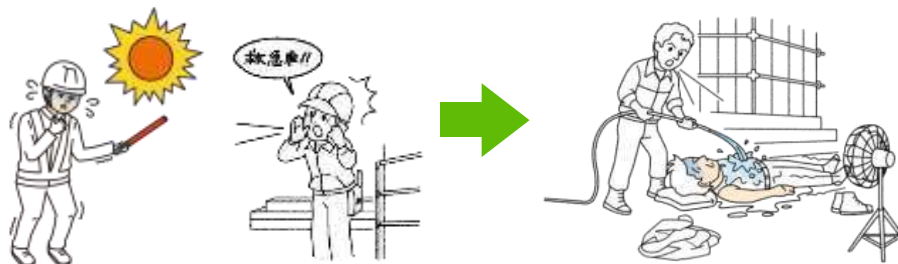
(1) 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。



救急車が到着するまで
作業着を脱がせ
水をかけ全身を

急速冷却

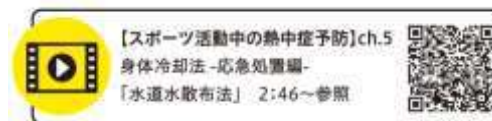
必要があると判断したら▶119番 水をかけ、全身を急速冷却！



水かけで急速冷却

(アスリートの世界では一般的)

© JSPO (公益財団法人日本スポーツ協会)



新たに求められる事項

1

「熱中症の自覚症状がある作業着者」や「熱中症のおそれがある作業着者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業着者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業着者を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の 連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業着者への周知

※参考となるフロー図をP11・P12へ2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

職場における熱中症予防基本対策要綱

4 労働衛生教育

(3) 緊急時の救急処置

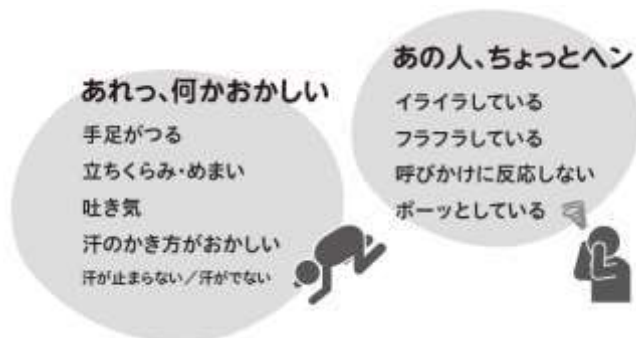


[救急車が到着するまで]
作業着を脱がせ水をかけ全身を

急速冷却



(4) 熱中症の事例



これも初期症状 ▼

何となく体調が悪い、すぐに疲れる

職場で熱中症になった人

(死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数)

※2019年～2023年の累計値



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



▼キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	☐ 暑さ指数（WBGT）の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	☐ 設備対策の検討 暑さ指数低減のため簡易な屋根、送風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	☐ 服装の検討 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐ 教育研修の実施 管理者、労働者に対する教育を実施 ガイド・教育動画 e-learning  	☐ 緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国労働安全協会、一般社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係府庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**



☐ 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	☐ 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装 準備期間に検討した服装を着用	☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ ブレイクリング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる	☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携帯させる等を考慮）
☐ 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること	☐ 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感胃 ⑧下痢
☐ 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	☐ 作業中の労働者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける。「バディ」を相させる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、 全身を濡らして送風すること などにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急車を要請）	

重点取組期間

7月

にすべきこと

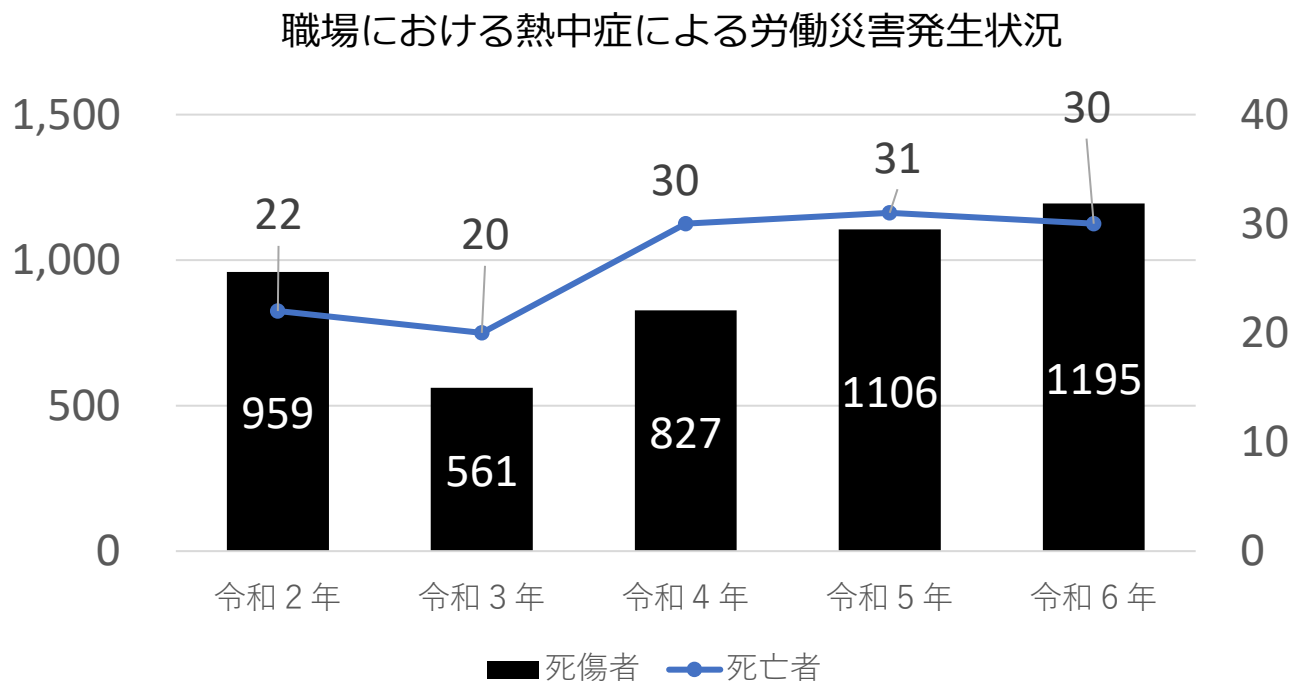
- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



令和6年度の職場における熱中症による労働災害の状況

職場における熱中症による労働災害が、今後も増加することが懸念される

- 死亡災害は3年連続で30人を超え、死傷災害は2年連続で1100人を超えている。

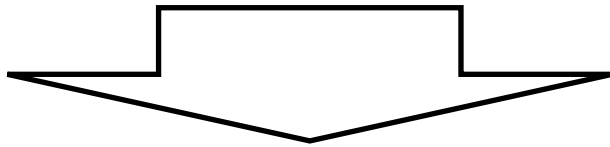


※令和6年の数字は、令和7年1月7日時点での速報値です

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

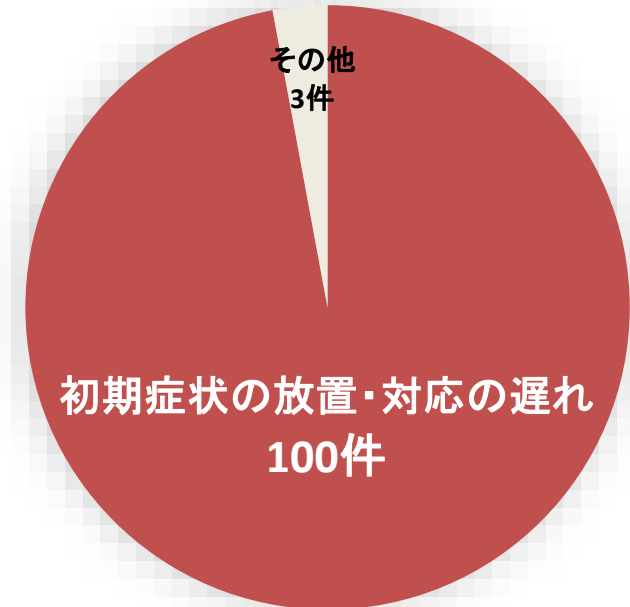
- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**



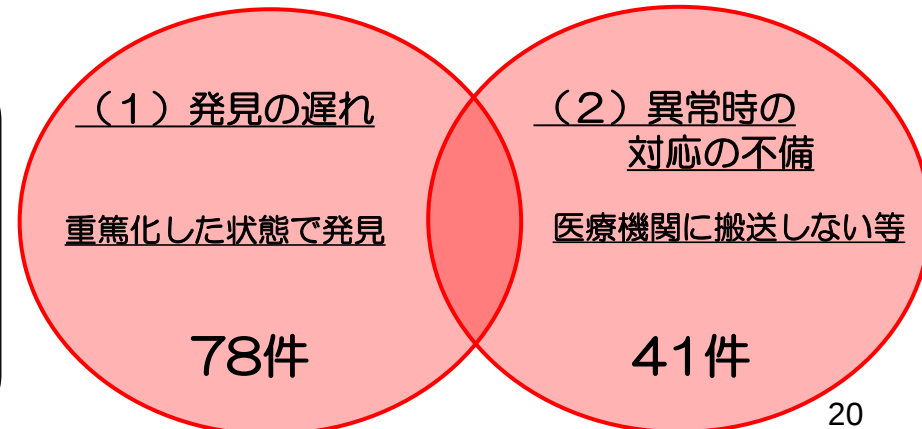
早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付けることとする。

1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。 21

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下 1、2 の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体のコリ

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

（1）公布日 令和7年4月15日

（2）施行日 令和7年6月1日

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）

